

第4号議案 令和3年度会費の決定について

令和3年度会費基準

1. 普通会費(会員)

(1) 全国団体

全国農業協同組合中央会	}	880,000円
全国農業協同組合連合会		
全国共済農業協同組合連合会		
農林中央金庫		
家の光協会		
日本農業新聞		
農協観光		
全国農業会議所		80,000円

(2) 都道府県団体

都道府県	130,000円
(但し、近畿地区・・・220,000円)	
都道府県農業協同組合中央会 [各連合会・全国連都道府県本部を含む]	130,000円
(但し、近畿地区・・・220,000円)	
その他農業団体	55,000円

(3) 市町村団体

市町村会員	
・町村	30,000円
・市	40,000円
・政令都市	50,000円
単位JA会費<正組合員戸数規模別>	
・3,000戸未満	30,000円
・3,000～5,000戸未満	40,000円
・5,000～10,000戸未満	50,000円
・10,000～30,000戸未満	70,000円
・30,000～50,000戸未満	100,000円
・50,000戸以上	200,000円

(4) 個人

11,000円

2. 賛助会費(賛助会員)

(1) 団体

50,000～300,000円

(2) 個人(会友)

5,000円

- 注1. 単位JAの会費基準は正組合員戸数規模別とするが、正准組合員の区分を用いないJAにあっては、議決権のある組合員戸数を基準とし、特別の事由がある場合は、運営会議の承認に基づき行うことができる。
2. 下半期以降に加入の場合は、半額とする。また、これ以外の特別の事由がある場合の減額は、運営会議の承認に基づき、行うことができることとする。
3. 納入期限を令和3年9月末日とする。但し、特別の事由がある場合は令和3年12月末日とする。